

# 仕様書

## 1 業務名

堺観光ガイドブック（仮称）制作業務

## 2 履行期間

契約締結日～令和3年3月31日（水）

## 3 業務目的及び概要

堺市内の観光地を紹介するパンフレットを制作し、堺市への観光誘客を図るもの。古墳時代から江戸時代まで各時代において発展する堺市の歴史的背景（例：お茶文化の発展、鉄加工技術の継承）とともに、現在の観光資源である和菓子や包丁を紹介し、堺市の観光施設を訪れることで堺市の歴史を知られるようなパンフレットの制作を目的とする。

## 4 業務内容

### （1）表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

ア 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、校正など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること

イ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。ただし、季節等の関係で入手不可能な写真等については協議の上、発注者が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。

ウ 発注者の製作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。

エ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

### （2）印刷・製本

ア サイズ等 AB版、中綴じ、16ページ（別紙参考資料のとおり）

イ 印刷部数 20,000部

ウ 印刷 全ページカラー印刷（4色以上刷り）

エ 紙質 コート紙 AB版90kg

### （3）電子データの作成

受注者は、以下のデータを作成し、電子媒体で納品する。

ア PDFファイル

低解像度PDFファイル（ホームページ掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

### （4）その他本業務に付随する業務

発注者との協議及び業務遂行上必要な進行管理、連絡調整業務など。

## 5 業務の要件

- (1) 一目で本市がイメージできるような写真やイラスト・キャッチコピーを掲載し、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙のデザイン等を工夫すること。
- (2) 地図及びイラスト等による市内図で主要観光ポイントや公共施設等の位置関係がわかるようにすること。
- (3) 主要観光ポイントについては、交通アクセス地図、拡大図（地図・略図）等により、来訪者が容易にその観光ポイントに行き着くことができるようにすること。
- (4) 主要観光ポイントについては、目を引く大き目の写真を使用する等、視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- (5) 堺市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるものとする。
- (6) 年齢、性別、国籍を問わず、出来るだけ幅広い層を対象とし、現在の観光客のニーズに沿う内容とすること。

## 6 著作権

- (1) 制作に当たっては、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。

## 7 その他

- (1) 受注者は仕様書に基づき随時発注者と連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本業務にかかる協議、打ち合せ等の必要経費、その他調査・報告に要する経費は全て受注者の負担とする。
- (3) その他この仕様書に定めのない事項、または作業内容に疑義が生じた場合は発注者及び受注者が協議し、誠意をもってこれにあたるものとする。また、受注者は、この契約に関して、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。